

# 令和8年度首都圏等大都市圏における観光プロモーション業務 業務委託仕様書

## 1 委託業務の名称

令和8年度首都圏等大都市圏における観光プロモーション業務

## 2 業務の目的

国内の観光地においては、オーバーツーリズム等の問題により、観光政策における「量」から「質」への転換が求められる中、本県においても上質な観光資源を生かした観光プロモーションを戦略的に展開していく必要があります。

令和15(2033)年の第63回神宮式年遷宮に向けては、令和8(2026)年及び令和9(2027)年にお木曳(第一次、第二次)が行われるなど、今後遷宮に関する諸行事が続きます。全国から多くの方々が訪れると想定される式年遷宮は、本県の観光誘客にとって非常に大きなチャンスとなります。

中でも、首都圏からの来訪者は、宿泊日数が長期で、観光消費額も高額となる傾向があることから、本県の観光誘客にとって非常に重要なターゲットであると考えています。一方で、首都圏では三重県が魅力的な観光地として十分に認知されているとは言えず、首都圏からの来訪者の増加を図っていくためには、引き続き、首都圏において観光地としての本県の認知向上を図っていくことが必要です。

また、関西圏においては、昨年のおおさか・関西万博を契機に多くの方が三重県を訪れるなど、本県への関心が高まっています。そこで、このような好機を逃すことがないように、すでに本県に対して一定の認知がある関西圏に向けては、代表的な観光地だけでなく、まだ知られていない三重の魅力についても積極的に発信することにより、本県への観光誘客(特にリピーター獲得)につなげていく必要があります。

以上をふまえ、本業務では、次期式年遷宮を見据えつつ、三重県が魅力的な観光地として十分に認知されているとは言えない首都圏においては、上質な観光地として本県の認知向上を図り、特に高所得者層の誘客につなげるとともに、関西圏においては、まだ知られていない本県の魅力も積極的に発信することにより、主にリピーターの獲得をめざすこととし、それぞれのターゲットに応じた観光プロモーションを戦略的に展開します。

## 3 委託業務の概要

### (1) 委託業務の実施期間

契約の日から令和9年3月19日(金)

### (2) 委託業務の主な内容

- ア SNSを活用した情報発信
- イ メディアへのプロモーション
- ウ 首都圏観光情報説明会「みえ旅レセプション2026」の開催
- エ 三重テラスを活用した情報発信
- オ デジタルサイネージの掲出

カ 「極上の休息を。三重県」サイトのリニューアル  
キ 効果検証

#### 4 主なターゲット

##### (1) 首都圏

三重県に対する認知は低く、三重に旅行したこともないが、旅行において、レジャーの側面だけでなく、学びや発見といった付加価値も含めた上質な体験を求める高所得者層

##### (2) 関西圏

三重県に対する認知は高く、伊勢志摩地域等の代表的な観光地には旅行したことがあるが、その他の三重の観光地についてはよく知らないため、再訪することまでは検討していない層

#### 5 委託業務の内容

##### (1) SNS を活用した情報発信

- ・ 首都圏及び関西圏在住者を対象に、三重県への誘客を目的とした SNS コンテンツの投稿や、SNS 広告の配信を行うこと
- ・ SNS コンテンツの投稿や SNS 広告の配信にあたっては、本県観光に関する情報を投稿/配信して終わりではなく、例えば、ハッシュタグキャンペーン等による UGC（ユーザー生成コンテンツ）の促進や、インフルエンサーや「三重おいしいナビゲーター」(※) との連携、参加・体験型企画の展開など、SNS ユーザーの関心を高め、本県への来訪につなげるための野心的な施策を実施すること

##### ※ 「三重おいしいナビゲーター」

三重県にゆかりがあり、全国的に強い発信力を有し、三重の魅力を自発的に PR する意欲を有する方に、テレビや SNS 等自身の活動に加え、県が開催する観光 PR イベントの出演など、さまざまな手段や機会により、三重の魅力について期間を定めて積極的に発信していただくことで、誘客促進を図る。

令和 7（2025）年 7 月に漫才コンビ「バッテリーズ」の寺家氏を初代ナビゲーターとして委嘱

##### (2) メディアへのプロモーション

- ・ テレビや雑誌等のメディアで三重を紹介してもらえるよう、首都圏及び関西圏のメディアに対して、年間を通じたプロモーションを行うこと
- ・ テレビや雑誌等のメディアで紹介された後、SNS 等での反響に加え、より成果を実感できる現地の声（例：「テレビで放送以来、客が〇倍に増えた」）なども調査すること

##### (3) 首都圏観光情報説明会「みえ旅レセプション 2026」の開催

- ・ 首都圏のメディアや旅行会社等、200 名程度の参加者を対象とした、三重の観光の魅力を発信する首都圏観光情報説明会「みえ旅レセプション 2026」を開催すること（1 回）
- ・ 会場は、東京 23 区内のホテルとすること
- ・ 開催日時は、令和 8 年 7 月 24 日（金）の日中とすること（予定）
- ・ レセプションでは、三重の観光の魅力を PR するセミナーを開催するとともに

に、旅行会社を対象とした商談会の開催を想定すること

- ・ セミナーでは複数名のゲストを招聘すること
- ・ 三重県知事の出席を想定すること
- ・ 一過性のイベントに終わらないよう、レセプションに参加したメディア等に対して、レセプション後も三重の魅力をPRする機会を設けるなど、継続的に本県観光の情報提供を行うこととし、進捗を定期的に報告すること

#### (4) 三重テラスを活用した情報発信

- ・ 本県の首都圏営業拠点である三重テラスにおいて、令和9年度に行われるお木曳行事（第二次）を見据え、「お伊勢参り」をテーマとした観光PRイベントを開催すること
- ・ 開催日は、令和9年2月、3月の土日のうち、三重県の指定する2日以上とすること

※ 開催日については、県が三重テラス2階のイベントスペースを終日確保する予定です。

#### (5) デジタルサイネージの掲出

- ・ JR東京駅（八重洲北21面及び八重洲南北通路34面）に、最低6か月以上、15秒間（6分1ロール）のデジタルサイネージを掲出すること
- ※ 「6か月以上」は、一部掲出できない期間があっても構いません。
- ・ デジタルサイネージのクリエイティブの元データは、三重県から提供することとし、必要に応じて、リサイズ等の修正を行うこと

#### (6) 「極上の休息を。三重県」サイトのリニューアル

- ・ 本事業のプロモーションサイト「極上の休息を。三重県」を一新し、本事業のみならず、当課のプロモーションや取組を効果的に発信できる魅力的なサイトにリニューアルするとともに、その管理を行うこと

【極上の休息を。三重県】

<https://www.kankomie.or.jp/special/gokujoumie/>

- ・ 「三重おかないナビゲーター」の取組を紹介するページを制作すること
- ・ 5（2）のメディアへのプロモーションの結果、テレビや雑誌等で紹介されることになった場合、当該サイトでその周知を行うこと（例えば、「〇月〇日にテレビで放送されることになりました!」、「〇月〇日までTverでも配信中!」、「雑誌『〇〇』何月号に掲載!」など）

※ サイトは随時更新し、「生きた」サイトとすること

#### (7) 効果検証

- ・ KPIを設定し、検証のために必要な調査を実施すること
- ・ 三重県の認知度及び三重県への来訪意向については、必ず調査すること
- ・ 施策ごとに、観光消費額あるいは観光消費額の算出の基礎となる来訪者数（日帰り、宿泊）の推計値についても、必ず算出すること
- ・ 中間報告書及び期末報告書を提出すること

【提出期限】

中間報告書：令和8年9月15日（火）

期末報告書：令和9年2月15日（月）

#### (8) その他

- ・ 本業務を実施するにあたっては、施策間の連携を図り、一体的なプロモーションとして相乗効果を発揮できるようにすること

- ・ 少なくとも月1回は、事業の進捗確認のために打ち合わせを行うこととし、打ち合わせ後は、速やかに議事録を提出すること

## 6 報告書及び成果物の提出

### (1) 納品物

- ア 委託業務実績報告書（紙媒体1部及び電子データ）
- イ 制作したクリエイティブ及びその他成果物

### (2) 納入場所

三重県観光部観光誘客推進課

### (3) 納入期限

令和9年3月19日（金）

## 7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

## 8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者は、契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ウ 委託者に報告すること。
- エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受託者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

## 9 その他

- (1) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。
- (2) 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、委託者の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (3) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の

翻案等により発生した二次的著作権は、成果品の引渡しをもって委託者に譲渡されるものとします。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作権者人格権を行使しないものとします。

- (4) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、委託者の検査後に支払うものとします。
- (5) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、その指示に従ってください。
- (6) 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこととします。
- (7) 委託者は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。
- (8) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第 7 条第 2 項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応してください。
- (9) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従ってください。
- (10) 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、委託者と協議して実施するものとします。